

1 検査の概要

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて令和6年度決算検査報告を作成し、令和7年11月5日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、令和6年度の国の歳入歳出決算、政府関係機関の収入支出決算等について、会計検査院が令和7年次に実施した会計検査の成果を収録しており、内閣から決算とともに国会に提出される。

この「概要」は、令和6年度決算検査報告に掲記した検査結果を要約整理したものである。

(1) 検査の概要

令和6年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は319件であり、指摘金額は計540億8151万円である。この内訳は次のとおりである。

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額)
不 当 事 項	271件	〈271件分〉 86億7155万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 注(2) 1件	〈1件分〉 912万円 〔 3億8334万円 8543万円 〕
	第34条及び第36条 3件	〈3件分〉 2億9866万円
	第36条 13件	〈7件分〉 331億3139万円 6億5657万円 838億2633万円 854万円 20億0709万円 3億4929万円 9億4434万円 67億2767万円 21億7505万円 53億6082万円 36億2347万円 17億0347万円
	小 計 17件	〈11件分〉 334億3917万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	注(2) 19件	〈14件分〉 122億6480万円 13億0965万円 5億7130万円 41億5321万円 5104万円 1億5786万円 2億5062万円 12億6590万円 2億9514万円 285億6880万円 1億1909万円
事 項 計	307件	〈296件分〉 注(3) 540億8151万円
国会及び内閣に対する報告	5件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	2件	—
特定検査対象に関する検査状況	5件	—
総 計	319件	〈296件分〉 注(3) 540億8151万円

- 注(1) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。
- 注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計2件ある。
- 注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれの金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。
- 注(4) 「指摘金額（背景金額）」欄の<>書きは、各事項のうち指摘金額があるものの件数である。
- 注(5) 「不当事項」として掲記した事態、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態については、同法第31条の規定等による懲戒処分要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

「指摘金額」とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等です。

なお、検査報告の指摘金額の総額については、「無駄遣いの総額」などと言われることがありますが、上記のように様々な事態を指摘していることから、会計検査院では指摘事項を説明する際に「無駄遣い」という表現を用いていません。

「背景金額」とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていません。また、1件に複数の背景金額がある場合には、それぞれの金額を記載しています。

令和6年度決算検査報告掲記事項のうち指摘事項に係る省庁等別、事項別検査結果の概要

事 項 省庁 又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計	
			注(1)	注(2)		注(2)		注(2)
内閣府 (内閣府本府)	件 15	8694万円	件		件		件 15	8694万円
内閣府 (消費者庁)	1	1358万円					1	1358万円
内閣府 (こども家庭庁)	3	3209万円	㊸ 1	(6億5657万円)			4	3209万円 (6億5657万円)
総務省	35	5億0559万円					35	5億0559万円
外務省	1	338万円	注(3) ㊸ 2	注(3) 11億5929万円 (838億2633万円) (854万円)	1	1482万円	注(3) 4	注(3) 11億7749万円 (838億2633万円) (854万円)
財務省	1	3億8035万円			1	(13億0965万円) (5億7130万円) (41億5321万円)	2	3億8035万円 (13億0965万円) (5億7130万円) (41億5321万円)
文部科学省	19	1億3794万円					19	1億3794万円
厚生労働省	86	35億3612万円	注(8) ㊴ 1	912万円 (3億8334万円) (8543万円)	2	7292万円 (5104万円) (1億5786万円)	注(8) 91	注(7) 37億5206万円 (3億8334万円) (8543万円) (5104万円) (1億5786万円)
			㊴・㊸ 2	1億6912万円				
農林水産省	16	2億3090万円	㊸ 1	6億8228万円	3	1億5683万円 (2億5062万円) (12億6590万円) (2億9514万円)	20	注(7) 10億6311万円 (2億5062万円) (12億6590万円) (2億9514万円)
経済産業省	12	16億9291万円	注(4)、注(5) ㊸ 3	注(4)、注(5) 203億6589万円			注(4) 注(5) 15	注(4)、注(5) 220億5880万円
国土交通省	28	注(6) 9億7205万円			3	9億9123万円	31	注(6) 19億6328万円
環境省	5	1億3237万円	㊴・㊸ 1	1億2954万円	2	9601万円	9	12億2475万円
			㊸ 1	8億6683万円				
防衛省	15	8951万円			4	13億6778万円 (285億6880万円)	19	14億5729万円 (285億6880万円)

事 項 省庁 又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計	
			注(1)	注(2)		注(2)		注(2)
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 団 事 業 団	件 2	1408万円	件		件		件 2	1408万円
東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社			㊿ 1	(20億0709万円) (3億4929万円)			1	(20億0709万円) (3億4929万円)
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社			㊿ 1	(9億4434万円) (67億2767万円)			1	(9億4434万円) (67億2767万円)
西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社			㊿ 1	(21億7505万円) (53億6082万円)			1	(21億7505万円) (53億6082万円)
国 立 研 究 開 発 法 人 物 質 ・ 構 材 料 研 究 機 構	1	2724万円					1	2724万円
国 立 研 究 開 発 法 人 量 子 科 学 技 術 研 究 機 構	1	2422万円					1	2422万円
国 立 研 究 開 発 法 人 建 築 研 究 所	1	3億5339万円 ^{注(6)}					1	3億5339万円 ^{注(6)}
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構	1	3150万円					1	3150万円
独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	1	1367万円	注(3) ㊿ 2	注(3) 47億2883万円			注(3) 3	注(3) 47億4250万円
国 立 研 究 開 発 法 人 新 エ ネ ル ギ ー ・ 産 業 合 構 技 術 総 研 究 機 構			注(4) ㊿ 1	注(4) 28億5512万円			注(4) 1	注(4) 28億5512万円
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構			㊿ 1	(36億2347万円) (17億0347万円)			1	(36億2347万円) (17億0347万円)
独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 安 全 機 構	1	959万円					1	959万円
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	1	661万円					1	661万円
独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	25	3億8199万円	注(5) ㊿ 1	注(5) 24億7315万円	1	95億0746万円	注(5) 27	注(5)、注(7) 121億1071万円
四 国 旅 客 鉄 道 株 式 会 社					注(8) 1	1210万円 (1億1909万円)	注(8) 1	1210万円 (1億1909万円)
株 式 会 社 ゆ ー ち ょ 銀 行					1	4565万円	1	4565万円
合 計	271	86億7155万円 ^{注(6)}	注(3)、注(4) 注(5) 17	334億3917万円	19	122億6480万円	注(3) 注(4) 注(5) 307	注(6)、注(7) 540億8151万円

- 注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉔は会計検査院法第34条の規定によるもの、㉕は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。
- 注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。また、1件に複数の背景金額がある場合には、それぞれの金額を記載している。
- 注(3) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構のうち1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(4) 経済産業省のうち1件及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の1件は、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の両方に係る指摘であり、金額は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(5) 経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構のうち1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(6) 国土交通省のうち1件及び国立研究開発法人建築研究所の1件は、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(7) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの（①労働者災害補償保険の一括有期事業等に係る保険料に関するもの（89ページ及び300ページ参照）、②中小企業等事業再構築促進補助金に関するもの（269ページ、359ページ参照））と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの（③ため池廃止工事に関するもの（174ページ及び410ページ参照））があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。
- 注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計2件ある。

【事項等の分類】

令和6年度決算検査報告では、各府省、政府関係機関、独立行政法人などの会計経理に関して指摘した事項等を次のように分類して掲記している。

・ 国民の関心の高い事項等に関する検査結果

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の結果

・ 不当事項

検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項

・ 意見を表示し又は処置を要求した事項

会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項

・ 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況

・ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項

・ 不当事項に係る是正措置の検査の結果

本院が既往の検査報告に掲記した不当事項に関して、当局において執られた是正措置の状況についての検査の結果

・ 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

・ 国会からの検査要請事項に関する報告

国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果

・ 特定検査対象に関する検査状況

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

・ 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査

また、国の財政の状況、日本銀行の財務の状況等を585ページ以降に記載している。

【関係法令】

・ 日本国憲法

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

・ 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和22年法律第79号）第105条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

・ 国会法

第105条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

・ 特別会計に関する法律

第19条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

(2) 検査の概況

【検査の基本方針】

会計検査院は、令和7年次の検査（検査実施期間：6年10月から7年9月まで）に当たって、6年9月、「令和7年次会計検査の基本方針」を次のように定めた。

令和7年次会計検査の基本方針（抄）

- 1 会計検査院の使命（略）
- 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況（略）
- 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。また、検査結果について、適時に公表し、国民に分かりやすく説明するように努める。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・社会保障 ・防衛 ・教育及び科学技術 ・公共事業 ・農林水産業
- ・環境及びエネルギー ・経済協力 ・中小企業 ・デジタル

また、これら以外の分野等の施策についても、国民の関心等に留意しつつ、適時適切に検査を行う。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、施策の効果や事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- ウ 施策や事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 施策や事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、施策や事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的かつ効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、施策や事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

また、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況、財政健全化に向けた取組、特別会計や独立行政法人等の財務状況について、国や法人の決算等に基づき分析を行うなどして検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部牽制等の内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告等において不適切な事態を指摘する際には、当該事態に係る発生原因や改善の方策等を明記して、当該検査対象機関はもとより、他の検査対象機関における会計経理の適正性の確保等にも資するようにする。このほか、必要に応じて他の検査対象機関においても同種事態が発生していないか検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確かな検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、検査結果を適時に報告するよう、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上及び業務の効率化

社会経済の複雑化に伴う行財政の変化、行政のデジタル化推進の取組等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなど不断の見直しを行って、検査能力の向上及び業務の効率化を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成、民間の実務経験者、専門家等の活用、統計手法を取り入れたデータ分析、大量のデータの効率的な処理、分析等及びリモートによる検査を可能にする情報通信技術の一層の活用等により、検査対象機関の施策や事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努める。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関及び施策や事務・事業に係る予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。その際、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通し若しくは関連する事項に対しては、必要に応じて横断的な検査を行うこととする。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

【検査の対象】

会計検査院は、国の一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国の所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等全ての分野の国の会計を検査の対象としている。

これらの国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。令和7年次（6年10月から7年9月まで）の検査における主な検査対象は次のとおりである。

①	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	211
②	法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	1
③	国が補助金等を交付し又は貸付金等の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計	4,872
④	国が資本金の一部を出資しているものの会計	9
⑤	国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計	27
⑥	国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計	3
⑦	国若しくは①に該当する法人の工事その他の役務の請負人等のその契約に関する会計	63

【検査の方法と実績】

検査対象機関に対する検査の方法は、在庁検査と実地検査に区分される。

(ア) 在庁検査は、次のような方法等により、在庁して常時行う検査である。

- ① 検査対象機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させてその内容を確認するなどの方法
- ② 検査対象機関から、その事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等を提出させてその内容を確認し、また、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取するなどの方法

(注) 会計検査院は、令和6年度分の計算書12万2千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体2526万余枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

(イ) 実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査し、関係者から説明を聴取するなどして行う検査である。

会計検査院が7年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,543か所についての実施率は34.8%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,568か所についての実施率は11.2%となっており、これらを合わせた計11,111か所についての実施率は20.9%となっている。

区 分	左の箇所数 (A)	左のうち実地 検査を実施した 箇所数 (B)	実地検査 実施率(%) 注(1) (B/A)
① 検査上重要な箇所 (本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,543	1,584	34.8(36.4)
② ①に準ずる箇所 (その他の地方出先機関等)	6,568	742	11.2(13.1)
計	11,111	2,326	20.9(22.6)

注(1) ()は、令和6年次。

注(2) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は20,149か所のうち54か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は7.6%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた4,025の団体等について実地検査を実施した。そして、これらの実地検査に要した人日数は、2万4千余人日となっている。